

承認第 8 号

専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市有地における市の委託を受けた者による維持業務により発生した事故に係る損害に関する損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

令和8年7月31日

中間市長 福田 浩

記

1 相手方

中間市在住 男性

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和8年6月16日（火）午前10時頃

(2) 事故の発生場所

中間市岩瀬一丁目26番地内

(3) 事故の状況

市が市有地管理を委託している岩瀬南町自治会の会員が、岩瀬南町第2児童遊園を刈払機により除草作業していたところ、石が跳ねて隣接する相手方の軽自動車のリアガラスに当たり損傷させた。

3 損害賠償の額

100,507円

4 和解の趣旨

- (1) 市は、本件事故により生じた物件損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。
- (2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、市及び相手方は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申立て及び請求を行わない。